

2024年1月9日

企業会計基準委員会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

品質管理本部長 伊藤 功樹

実務対応報告公開草案第67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計  
処理及び開示に関する取扱い（案）」等に対する意見

貴委員会から2023年11月17日に公表された実務対応報告公開草案第67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）の提案及び補足文書（案）「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等に関する適用初年度の見積りについて（案）」（以下「補足文書案」という。）を公表する提案について、基本的に同意いたします。ただし、今後の適用にあたって、表現方法の見直し又は明確化をご検討いただきたい点について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

## 記

## 質問1（連結財務諸表及び個別財務諸表における取扱いに関する質問）

## （質問1-1）法人税等の計上時期に関する質問

本公開草案では、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等については、対象会計年度となる連結会計年度及び事業年度において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき当該法人税等の合理的な金額を見積り計上することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

## （質問1-2）見積りの取扱いに関する質問

本公開草案では、財務諸表の作成時点において一部の情報の入手が困難な場合の見積りに関する考え方を示すことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

## 質問2（四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における取扱いに関する質問）

本公開草案では、四半期財務諸表において、当面の間、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間を含む対象会計年度に関するグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意するが、以下の点について検討していただきたい。

## 1. 中間財務諸表におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の取扱い

(コメント)

中間連結財務諸表作成基準、中間連結財務諸表作成基準注解、中間財務諸表作成基準及び中間財務諸表作成基準注解（以下合わせて「中間作成基準等」という。）が適用される中間財務諸表においても、四半期財務諸表におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことができるとする当面の間の取扱いが適用できることを明確にしていきたい。

(理由)

四半期財務諸表において、当面の間、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間を含む対象会計年度に関するグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことができるとする取扱い（本公開草案第 7 項）について、年度と比較して開示すべき項目が限定的であることから入手する情報も限定的であると考えられること等が理由として説明されている（本公開草案 BC12 項）。

ここで、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 第 2 項に掲げる事業を行う会社）及び非上場会社が中間作成基準等を適用して作成する中間財務諸表においても、対象とする中間会計期間について年度と比較して開示すべき項目は限定的であると考えられることから（「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」二半期報告書におけるディスクロージャーの在り方）、本公開草案 BC12 項で説明されている当面の間の取扱いを設ける理由が当てはまるものと考えられる。

このため、今後も作成にあたって中間作成基準等が適用される中間財務諸表においても、四半期財務諸表におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことができるとする当面の間の取扱い（本公開草案第 7 項）が適用できること（この場合、本公開草案第 11 項の注記の取扱いも適用すること）を明確にしていきたい。

## 2. 四半期決算における実務対応報告第 18 号の「当面の取扱い」を用いた場合の会計処理

(コメント)

四半期決算において、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」の「連結決算手続における在外子会社等の会計処理の統一」の「当面の取扱い」の定めを用いて、在外子会社が国際財務報告基準又は米国会計基準（以下「国際財務報告基準等」という。）で行った決算を原則としてそのまま親会社の連結決算に取り込んでいる場合、本公開草案で示される四半期決算に関する定めが適用としない点を、念のため確認したい。

(理由)

本公開草案第 7 項では、四半期決算において、当面の間、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間を含む対象会計年度に関するグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しないことができるということが提案されている。

ここで、実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」の「連結決算手続における在外子会社等の会計処理の統一」の「当面の取扱い」の定めを用いて、在外子会社が行う国際財務報告基準等による決算を原則としてそのまま親会社の連結決算に取り込んでいる場合があると考えられる。もちろん、四半期決算において、量的、質的な重要性を考慮した判断が求められることも理解しつつ、上記の定めを用いている子会社の決算はあくまで国際財務報告基準等に拠っていることとなるため、会計基準の原則的な定めという意味では、本公開草案第 7 項における四半期決算に関する特例が適用とはならない点を、念のため確認したい。

#### 質問 3 (連結損益計算書における表示に関する質問)

本公開草案では、連結損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等は、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）を示す科目に表示することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

#### 質問 4 (個別損益計算書における表示に関する質問)

本公開草案では、個別損益計算書において、グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を税引前当期純利益の次に表示することを提案しています。また、重要性が乏しい場合を除き、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）を表示した科目の次にその内容を示す科目をもって区分して表示するか、法人税、地方法人税、住民税及び事業税（所得割）に含めて表示し当該金額を注記することを提案しています。これらの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

#### 質問 5 (四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における注記に関する質問)

本公開草案では、前連結会計年度及び前事業年度においてグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を計上しており、当四半期連結会計期間及び当四半期会計期間において、当連結会計年度及び当事業年度におけるグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等が重要であることが合理的に見込まれる場合に本公開草案第 7 項を適用するときは、その旨を注記することを提案しています。また、重要であることが合理的に見込まれる場合に該当するかどうかは、前連結会計年度及び前事業年度に入手した情報並びに四半期財務諸表の作成時に入手可能な情報に基づき判断することになると考えられる旨を示すことを提案しています。これらの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 6 (適用時期等に関する質問)

本公開草案では、グローバル・ミニマム課税制度の適用時期に合わせて、2024 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することを提案しています。また、四半期財務諸表における注記の定めについては、2025 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することを提案しています。これらの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

同意する。

質問 7 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

特になし

質問 8 (補足文書 (案) に関する質問)

適用初年度において情報の入手が困難な場合に考えられる見積りの一例を補足文書として示すことを予定しています。この補足文書 (案) についてご意見があればコメントをお寄せください。

次の点について検討していただきたい。

3. 会社として当該課税制度が初めて適用となるケースの取扱い

(コメント)

制度としてのグローバル・ミニマム課税制度の適用初年度ではないものの、売上高が増加したことなどによって、会社としては当該課税制度が初めて適用となる場合においても、本公開草案 BC10 項の「適用初年度」が当てはまると考えてよいか、確認させていただきたい。

(理由)

グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の見積りについて、特にグローバル・ミニマム課税制度の適用初年度においては、一定の困難性が生じることも想定され、財務諸表の作成時点で入手可能な対象会計年度に関する情報に基づきグローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等を見積ることとなる旨が本公開草案 BC10 項に示されている。また、適用初年度において情報の入手が困難な場合の会計上の見積りの例が、本公開草案とともに公表された補足文書 (案) に示されている。

これらの記載に関して、制度としてのグローバル・ミニマム課税制度の適用初年度では

ないものの、売上高が増加したことなどによって、会社としては当該課税制度が初めて適用となる場合においても、一定の困難性が生じることが考えられる。ただし、そのような場合にもこの「適用初年度」に係る取扱いが該当するものなのかどうか、現状の記載からは明らかではないと考えられるものの、会社が置かれるであろう状況からは、本公開草案 BC10 項や補足文書（案）の取扱いが該当するものと考えられ、この点を確認させていただきたい。

以上